

都留市非常勤職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 30 日

都留市長

都留市条例第 29 号

都留市非常勤職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法条例の一部を改正する
条例

都留市非常勤職員の報酬及び費用弁償額並びに支給方法条例(昭和 32 年都留市条例
第 18 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

日額	12,800 円
日額	11,300 円
1 回	10,800 円
日額	10,900 円(立会時間が投票時間の 2 分の 1 以内の 場合は、5,450 円)
日額	9,600 円(立会時間が投票時間の 2 分の 1 以内の場 合は、4,800 円)
日額	10,900 円以内で立会時間に応じて選挙管理委員 会が市長と協議して定める額
1 回	8,900 円

」

を

「

日額	14,500 円
日額	12,800 円
1 回	12,200 円
日額	12,400 円(立会時間が投票時間の 2 分の 1 以内の 場合は、6,200 円)
日額	10,900 円(立会時間が投票時間の 2 分の 1 以内の 場合は、5,450 円)
日額	12,400 円以内で立会時間に応じて選挙管理委員 会が市長と協議して定める額
1 回	10,100 円

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。